

○鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の施行に関する規則

平成17年6月30日教委規則第9号

鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の施行に関する規則

鈴鹿市教育委員会が所管する公の施設に係る鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年鈴鹿市条例第19号）の施行については、鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年鈴鹿市規則第39号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。